

砥部町景観計画について【概要】

景観法（平成 16 年法律第 110 号）に定める景観計画を策定しています。
別添の計画案について、パブリックコメントを 3 月 18 日まで募集中です。

・砥部町景観計画策定スケジュール

令和元年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定 検討委員会							● 第1回		● 第2回		
計画策定											
パブリック コメント											

スケジュール詳細:

- 計画策定: アンケート調査等 (8月～9月), 計画骨子案 (9月～10月), 計画素案 (10月～12月), 計画原案 (12月～3月)
- パブリックコメント: 1ヶ月 (2月～3月)

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
景観条例												
計画策定												

スケジュール詳細:

- 景観条例: 議会承認 (10月～12月), 公布・周知 (1月)
- 計画策定: 都市計画審議会 (6月), 公表 (9月)

※令和 3 年度から条例による規制を施行します。

※都市計画審議会委員には、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」第 3 条により議会の議員からも、町長が任命することとなっています。

1 景観法と砥部町景観計画で定める事項

砥部町は平成18年10月に景観行政団体になっています。（※愛媛県では20市町が景観行政団体に移行するようになっていきます。）景観法（平成16年公布）に基づく景観計画の策定は景観行政団体の役割となっています。

【景観法とは】

- ・景観法は、都市や農山漁村などの良好な景観の形成を図ることを目的とした景観についての総合的な法律です。
- ・大きくとらえると、「良好な景観形成の理念」と、それを実現するための手段としての「景観計画」から構成され、さらに「景観重点地区（区域）」の設定や「景観重要建造物及び樹木の指定」などの諸制度が示されています。
- ・その使い方は景観行政団体に委ねられ、地域の景観保全や景観まちづくりの創造に向けた活用が全国で展開されています。
- ・景観行政団体は、「景観計画」の策定により、景観計画区域に指定した区域では、建築物の建設や造成等景観に影響を与える開発を行う場合に、設計や施工方法等の届け出を義務づけることができ、これまで規制が難しかった建築物や工作物の色彩やデザインの規制・誘導を行うことができます。

【景観法に基づく景観計画の特徴】

- ・都市計画区域内外を問わず計画区域とすることが可能（農地、公園等も対象）
- ・区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
→強制力の付与（勧告、変更命令、罰則等）
- ・地域の実情に応じ、規制内容等を柔軟に定めることが可能
- ・景観上重要な建造物や樹木を指定して、景観誘導を図ることが可能
- ・道路や河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観に配慮した整備と占用許可基準を示すことが可能
- ・住民の積極的な参加を促進（計画づくりへの参加、実際の実施への参加）

【景観計画のねらい】

景観は、まちづくりの一つであるため、様々な分野と結びつくことが期待できます。景観資源を保全していくことは、住民の営みと暮らしづくりに他なりません。景観まちづくりを進めることで、定住人口、交流人口、関係人口の拡大、更には地場産業の活力を生み、まちづくりの各分野において相乗効果を生み出し、地域振興へ繋がる可能性があります。



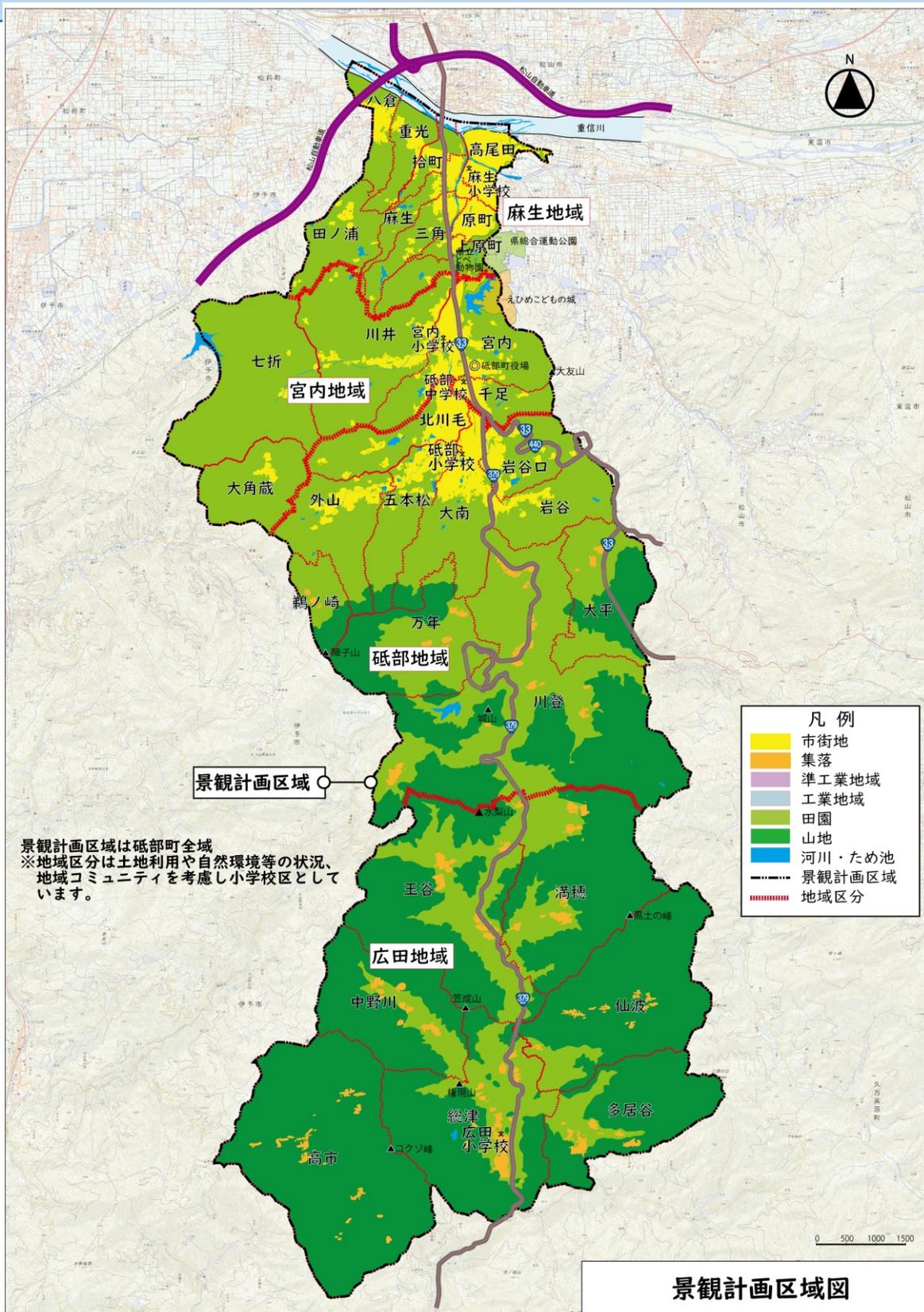
【景観計画で定めるべき事項】



- ・砥部町景観計画では、「景観計画必須事項」を全て定めています。
- ・「景観計画選択事項」は各自治体の判断で基準を定めていきます。屋外広告物に関する行為の制限は、愛媛県屋外広告物条例に準じています。

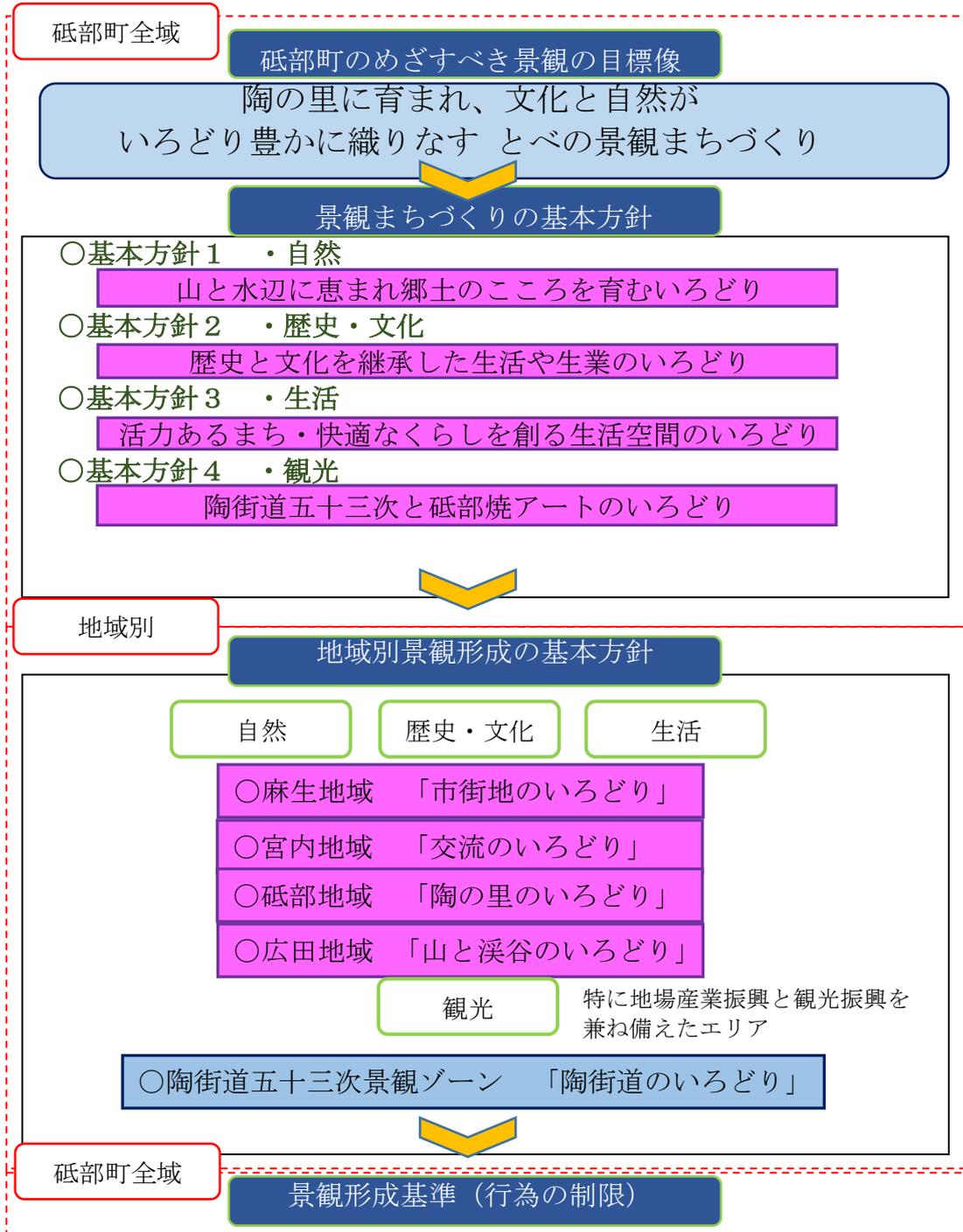
2 景観計画区域

【砥部町の景観計画区域の範囲】
砥部町全域を「景観計画区域」と定めます。



3 景観まちづくりの体系

本町の景観まちづくりの目標像と地域区分、景観形成基準までを体系的にまとめると以下のとおりとなります。



4 届出の対象行為（景観法第16条第1項）

（1）景観形成基準（共通事項）

○届出の対象となる行為及び規模要件

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる以下の行為及び規模を届出の対象とします。対象の範囲は、景観計画区域内（砥部町全域）となります。

届出の対象となる行為の種類		対象となる規模等
建築物 景観法 第16条 第1項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転（参考図1） ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	◎高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの（建築基準法施行令第46条第4項に規定する見付面積）
工作物 景観法 第16条 第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	◎高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの
	プラント等 （参考図2）	◎高さ15mを超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの
鉄塔等 （参考図3）	◎高さ15mを超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの	
開発行為 景観法 第16条 第1項 第3号	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積3,000㎡以上 ※市街化区域、都市計画区域に関わらず

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。

※広告塔については、愛媛県屋外広告物条例に準拠します。



○届出のフロー

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。

行為の計画

他法令等による許認可等を受ける前にできる限り事前相談を行ってください。

事前相談

着手の30日前までに届出を行ってください。

届 出

審 査

景観形成基準に対する適合性

適 合

不適合

勸 告

変更届出（基準に適合）

行為の着手（通知）

行為の完了（完了届の提出）